

**富士吉田市宿泊税導入検討審議会
委嘱状交付及び第 1 回審議会 議事要旨**

日時 : 令和 7 年 10 月 1 日 (水) 午後 2 時 30 分～午後 4 時

場所 : 富士吉田市役所 本館 3 階大会議室

出席者 : 委員 菅野 正洋 (会長及び議長)

委員 雨宮 正雄

委員 眞田 吉郎

委員 遠山 喜一郎

委員 戸田 元

委員 半田 初幸

委員 八木 毅

委員 和光 康雄

委員 渡邊 和彦

委員 渡邊 隆信

委員 渡辺 利彦

事務局

※委員の名称は 50 音順、敬称略

1. 議事の概要

(会長)

事務局より会議の目的と経緯・経過について説明をお願いしたい。

(事務局)

資料のとおり説明

(会長)

質問や意見があれば発言をお願いしたい。

(委員)

徴収した宿泊税は過去、現在、未来のどのために使うのか。骨子がどこに重点を置いているのか確認したい。

(富士吉田市)

現在の施策に使うのはもちろんだが、観光施策を展開していくためには将来に向けた施策に使うことも考えていかなければならないと認識している。

(委員)

宿泊税の使途について、観光客受け入れのために魅力的な施策を行うことは必要だ

が、住民からの理解も得なければならない。住民への配慮も骨子に盛り込んでいく必要があると考える。

(委員)

新倉山浅間公園などのエリアは日帰り客が多く、住民には混雑等により迷惑がかかっている。そうしたエリアは、宿泊客ではなくそのエリアへの来訪客など原因を作っている人から費用を徴収し、その資金を混雑等解消に使用すべきではないか。宿泊者から徴収した宿泊税を新倉山浅間公園に使うのは宿泊者も納得できないのではないか。

(富士吉田市)

そうしたエリアについては、宿泊税と並行して入園料等の別手段での財源確保を進めていきたいと考えている。

(委員)

宿泊事業者の立場で考えたとき、宿泊客に観光地を案内する際は、混雑しているエリアを避ける傾向がある。一方、日帰り客はそこを目的に来訪するため、混雑エリアでも行くと認識している。そのため、そうしたエリアの対策に、宿泊客が支払う宿泊税を使うのはミスマッチではないか。宿泊税は宿泊客のために、かつ観光の質の向上に使うのであれば宿泊事業者も宿泊税に賛成すると考える。

(委員)

宿泊税の使途について、観光の重要な要素としてトイレが清潔であることが挙げられる。そういったものにも宿泊税を活用していくのがよい。

(委員)

徴収を負担に感じる宿泊事業者もいる。宿泊事業者に支払う手数料のようなものが必要ではないか。

(会長)

本来的にはそういった保証はなくてもよいものともいえるが、宿泊税導入済自治体の中では、徴収した宿泊税の一部を宿泊事業者へ手数料として支払う手法をとっている自治体は多い。

(委員)

宿泊事業者に支払う手数料については、消費税と同様の協力と捉え、不要ではないかと考える。

(委員)

旅行業協会としては、宿泊税額が「定率」ではなく「定額」だと旅行会社として送客しやすくなる。宿泊税導入済自治体も再検討に入っている動きもある。なぜ宿泊した人からしかとらないのかという考えもあるが、それはあくまで宿泊者視点の意見。宿泊していない人が次回泊まってもらうための環境づくりのためにも宿泊税を使うべきではないか。

(委員)

宿泊税の宿泊料に対する負担感は、宿泊施設の規模感で異なる。「定率」ではなく「定額」だと安価な宿にとって負担感が大きく見える。「定額」にするのであればどういったものに投資していくのかは、そういった宿にも納得感があるものにしてほしい。また、宿泊税を導入することに対する納得の度合いは、何に使うかが重要と考える。富士吉田は強みのある観光スポットが少ない。市街地なので自然の PR だけでは弱い。情緒ある街並みや街歩きなどの魅力創出や、森林の長期的な維持などに投資をして富士吉田の強みを創出、維持してほしい。

(会長)

宿泊税導入済自治体も、徴収した宿泊税を何に使っているのかをわかりやすく公表している場合もあるため、徴収した宿泊税の使途について周知する取り組みが必要だと考える。また、定率、定額はそれぞれに考え方がある。支払える能力に応じた負担となる応能の考え方であれば定率、受けたサービス等に応じて負担額を決める考え方であれば定額となる。どちらを選ぶかは地域の判断となる。日本で導入している多くの自治体は定額だが、徐々に定率も導入が進んできている状況。徴収した宿泊税が何に使われ、それを如何にわかりやすく提示できるかによって判断も変わってくる。

(委員)

宿泊税の導入については賛成。ただし、宿泊税は公共施設を維持管理するためだけに使うのではなく、未来の富士吉田に投資し、より素晴らしい観光地にするために使ってほしい。税金を徴収するからには結果を出すことは必要。持続可能な観光地として成り立っていくためには、宿泊税の制度を皆で進めていくことが重要であり、それが持続可能な観光地への起爆剤となると考える。

(委員)

宿泊税は税であり情報公開もされることから、しっかりと進めていくことが必要だ。また、今後も審議会が開催されるが、市議会でも報告があると望ましい。なお、アンケートや報告書等の文言としては、「富士吉田市及び河口湖周辺」といった河口湖に引っ張られるような言い方ではなく、「富士吉田市及び富士北麓地域」などが

適していると考ええる。

(会長)

概ね、導入の仕組みについては審議が終わり、使途についても意見をいただいたので、これを踏まえ次回、具体的な導入の形について審議していきたい。

2. 議事の要旨

- ・ 宿泊税は現在だけでなく将来へ向けた投資へとして活用する
- ・ 観光客視点だけでなく住民視点への活用方法も考慮する
- ・ 徴収した宿泊税の使途を周知する取り組みを考えていく
- ・ 新倉山浅間公園の混雑課題と宿泊税は切り分けて考えていく
- ・ 市議会への報告を適宜行っていく
- ・ 宿泊事業者への徴収手数料の是非について検討していく
- ・ 税額について適切なものを検討していく（定率とするか定額とするか等）